

# 禅僧への所領寄進

——禅院領からみた室町幕府——

山家浩樹

禅宗では、「何々和尚語録」を尊ぶ。個々の僧侶の言説を大切にするのは、禅の奥義が、僧侶に体現するからであろう。奥義を究めた、博学有徳な禅僧に、ひとびとの欽仰は集まる。それゆえ、所領の寄進も、しばしば高僧個人に向けられ、禅僧にとって、退居の寮舎であり、死後の塔院ともなる塔頭には、寄進の受皿として所領が蓄積されていく。

本稿で、禅僧への所領寄進を検討の対象とする理由は、ふたつある。

ひとつには、禅僧が一方で、律僧と同じく経済活動に秀でていたこと。室町時代の大禅院には、東班衆とよばれる、所領經營や金融を業とする禅僧の集團が存在し、彼らは公家などの所領の代官をも務めた。高僧への寄進は、資縁を通じて死後の安穩を願うなどの動機からなされるとはいえ、この種の禅僧たちの活動を期待しているのであるまい。<sup>(1)</sup>もうひとつには、多くの禅僧が、足利将軍などの信任を得て、政治上に重要な役割を果たしたこと。いわゆる寄進地系莊園の事例で、寄進者が、被寄進者の政治的地位に期待を寄せたよう、寄進という行為は、政治情勢と無縁ではない。有力な禅僧への寄進を素材とするならば、政治史の一端を窺い得るのではないか。

取り上げる禅僧は、龍湫周澤。かの夢窓疎石の法嗣いで、南禅寺・

## I 経済的側面

『大日本史料』第六編之四十一、応安七年九月二日条は、勸修寺經重の寄進についての綱文のもと、四点の史料を掲げる。引用しよう（叙述の都合から、一部順序を替え、(c)は引用の体裁を少し変える）。

(a) 〔尊經閣古文書纂〕  
十九  
南禪寺慈聖院文書

奉寄附 慈聖院

河内国鳴頭庄事

右当庄者、数代相伝之私領也、然而為資先人之冥福、永代奉寄附慈聖院之状如件、

応安七年九月二日

經重（花押）

河内国鳴頭庄参分毫事、右兵衛佐經重寄進當院之旨、令披露訖、可被

存知之状、依仰執達如件、

応安七年九月十七日

(細川頼之)  
武藏守(花押)

(c)

〔早稻田大学荻野研究室所蔵文書〕二  
〔龍湫叟周澤(花押)〕

慈聖院領諸庄園重書正文已下目録

(中略)

一河内国嶋頭庄事

一通寄進状 経重卿、号九川殿、

一通御教書 永和二年廿五

一通守護施行 類之朝臣同五四

一通渡状 楠木正儀

一通楠木書状 河野辺同六

一通地下田數目録 菱江

「一通經重卿消息」九  
「一通御教書」九  
「一通楠木書留」

〔中略〕

「一通御教書 応安七  
九年十八」

〔中略〕

「康暦庚申五月三日、周澤為後鏡加判、以置之於慈聖院文庫、遺弟護持之可也、」

(d)

〔南禪寺書留〕

地頭職為北野宮寺領也、

右在所者、勸修寺右兵衛佐經重応安七年甲寅九月二日寄附当院地也、

得分半分者勸修寺殿、從寺家取沙汰之、半分者為寺納者也、邇來當知行無相違、(下略)

(c)は、周澤自身が証判している慈聖院領の文書目録で、康暦一(一一)

八〇)年に作成されたもの。ひとつめの中略部分には、壽寧院敷地、壽寧院領とみられる所領二箇所、そして慈聖院敷地の計四項目、次の中略部分には、慈聖院所領四箇所が掲げられており、周澤の塔頭領のほぼ全容を知ることができる。嶋頭莊の項で最初に記される寄進状は、(a)にあたり、(b)は、最後の周澤自身の追筆部分にみえる。(a)(b)(c)とともに、元来は慈聖院に伝来した史料であることが確認されよう。なお、嶋頭莊の項では、二通目の「御教書」と三通目の「守護施行」も現存し、交付を命ずる内容となっている。

(d)は、康正二(一四五六)年に、ときの慈聖院主で、龍湫の弟子である中瑛が記した嶋頭莊の訴訟記録などからなる史料で、引用部分は、訴訟記録の冒頭にあたる。書名は異なるものの、同内容の写本は他にも伝えし、うち書陵部のものは、近年『門真市史』二に翻刻されている。

さて、経重は、前年正月に死去した父経顕の菩提を弔うため、南禪寺慈聖院に寄進している。寄進の内容をみよう。(a)では、単に嶋頭莊とあるが、目録二通目の永和二(一三七六)年の幕府御教書では、「壽寧院雜掌申河内国嶋頭庄領家職事」とみえ、(d)も領家職としており、領家職が寄進されたと見做される。つぎに、(b)を見ると、壽寧院に嶋頭莊三分一が寄進されている。あるいは、慈聖院のほか、壽寧院にも得分が寄進された、とも受け取れるけれども、(b)は、(a)の寄進を幕府が了承したことを示す文書である可能性が高い。慈聖院は、翌年永和元年九月に、敷地を買得し、翌月に「諸塔頭之列」とされている。<sup>(4)</sup>おそらく、応安七年の時点では、いまだ実態はなく、壽寧院が実務を代行したため、(b)では、壽寧院領として扱われ、前引した目録二通目、および三通目の遵行状でも、壽寧院が主体となって、交付を要求していると考えられる。そして、(d)では、得分のうち半分は勸修寺経重、半分は慈聖院のものとする。ここから(b)にみえる三分一を推測すると、慈聖院(壽寧院)三分

一、勸修寺經重三分一、領家職以外の得分権者三分一となろうか。

ここで、(d)に、勸修寺經重の得分は「寺家より取沙汰す」と記されている点に注目したい。寄進にあたり、寄進者が得分を留保するのは通例であるけれども、多くの場合、寄進者は、下地の經營權を保持し、得分の一部を寄進する。ところが、この事例では、勸修寺經重の得分は、慈聖院から調進されることとなり、經重は、經營權も渡して、得分を受用する立場にある。この種の寄進は、他にも存在するだろうか。

① 此状、三会院・檀方、各一本有之、

夢窓正覚國師塔頭円覚寺黃梅院事、將軍家御在鎌倉之時、可令興行之由、檀那命鶴殿被申成御教書之間、宏遠首座為塔主、所修造也、隨而命鶴殿被申寄常陸國結城村・色好村・椿村三ヶ所了、彼三ヶ村土貢内、半分者充當院支縁、半分者為檀那受用分、永代塔主無懈怠可被沙汰遣之、凡當院興行、依彼願力令成就之間、爭無報謝之儀乎、若背此旨者、為門徒計、可改易塔主者也、為後証門徒之議如斯、

(三五四) 文和三年甲午三月 日

妙葩(花押)

宏遠(花押)

志玄(花押)

(黄梅院文書)

② 「瑞裏書巨勢庄請文」  
相國寺領備中國巨勢庄事

右當庄者、雖為仁和寺自性院門跡領、多年不知行所也、而永代御寄當寺地也、雖然以門跡契約之儀、每年貳佰伍拾貢文内、貢文月貯為公用可致沙汰者也、若雖少事、有不法懈怠者、可被改寄進之儀、仍為後証之狀如件、

(明応二年六月三日) 応永空谷(花押)

都聞昌三(花押)

經營權を渡して年貢の一部を受け取るという形の寄進は、ある程度に

(下郷共済会所蔵文書)

③

右備中國水田地頭職事、為勲功賞押領以来、帶代々御判當知行無相違者也、然而祖父滿助彼鄉令寄進伏見退藏庵、年貢半分事為寺家執沙汰之處、毎度無沙汰之間、自永享二年致直務之処、(中略)於文明十八年年貢者、最少分請取之、十九年之年貢一円無沙汰也、此趣被聞食披、被任度々之御下知、可令救助直務之段、被成下御判者、可忝存者也、仍謹言上如件、

延徳二年七月 日

(松雲公採集遺編類纂一三六所收曾我文書)<sup>(5)</sup>

①は、円覚寺に、夢窓疎石の塔頭黃梅院を造立するにあたり、足利尊氏の近臣饗庭命鶴丸が、所領を寄進した事例。年貢の半分は、黃梅院から命鶴丸に遣わすと明記されている。その履行を、後代の黃梅院の院主に命じた文書である。

とんで③は、曾我満助が、虎山永隆の塔頭退藏庵に、恩賞地を寄進した事例。年貢の半分は、寄進された側から曾我氏へ遣わされると読み取ることができる。関連文書に、「先祖彼庄半分令寄進退藏庵、依聯輝軒相続、於年貢京着半分者、可有執沙汰之処」とも見え、この寄進地は、退藏庵から、虎山永隆が相國寺常徳院内に営んだ寮舎聯輝軒の所領となり、年貢は、聯輝軒から曾我氏に遣わされていた。しかし、滞納が多いため、曾我氏はしばしば債務を求め、引用文書も、満助の孫救助の、直務を願う申状である。

②は、仁和寺自性院が、院領を相國寺に寄進した事例。相國寺は、毎月二十貢文を「公用」として、仁和寺自性院に進納することを請負つていて。

経営權を渡して年貢の一部を受け取るという形の寄進は、ある程度に

通用していたと推測される<sup>(7)</sup>。寄進先は、右の三例のように、禅宗の寺院・塔頭の場合がおおい。③では、年貢の受取ができない場合、寄進を改めようとしており、この種の寄進は、代官の補任に近く、禅僧の所領經營の能力に期待して寄進していると見做される。②の文書も、代官職の請文に近似している。この種の寄進は、一部寄進、一部代官補任と表現することができよう。

では、単に禅僧を代官に補任するのではなく、寄進という形をとる理由はなにか。まず、当然ながら、年貢のうち一定部分は、寄進された寺院のものであり、寺や僧と縁を結ぶという本来の寄進の意図が込められている点を、挙げることができる。また、②では、不知行地を寄進しており、寄進によって、いわば面を替え、将軍家に近い相国寺の所領となすことで、その回復を目指していることが窺われる。被寄進者の立場を利⽤して、所領を保全しようとする意図は、寄進の要因であり、IIで検討する、寄進の政治的側面へと繋がる。

一部寄進、一部代官補任という性格から連想されるのは、一部寄進、一部売却と見做される売寄進である。両者は、代官補任と売却という点で異なるものの、売寄進が、寄進の時点で、売却の代価として、一括して受け取るのに対し、代官補任は、年貢の形で、分割して受け取ると理解するならば、その差異は、一括と分割という違いに過ぎず、思いのほか近い関係にあると考えられる。

## II 政治的測面

経済的側面の検討はひとまず措き、次に政治的側面をみよう。Iの冒頭に引用した(c)から、布施資連の寄進の項を引用する。

一但馬國土田郷内墓垣村地頭職事 布施弾正大夫入道昌椿  
一通寄進状 永和四年三月二日

二通御教書 于時管領  
武威守頼之、忠安七  
永和元七

一通守護 山名右衛門佐  
(副義)  
入道忠安七  
施行十二十八

三通同守護代布志名注進状并渡状・昌椿代請取 永和元十五  
八  
十六  
十七

### 二卷地下目録 同三

「二通御教書」のうち、前者は『古簡雜纂』に、後者は『多賀摹本古文書』『蠹簡集残編』に、写が伝わる。

布施資連(昌椿)の所領として、他に二ヶ所の所見がある。

○美濃国大谷郷

①康永三(一三四四)年九月八日 執事高師直奉書 土岐頼康充

「去五日御下文」の施行狀

②康永三年九月十一日 美濃守護土岐頼康書下 土岐新藏人充

①を承けた遵行狀。「美濃國大谷郷地頭職」とある。

③康永三年十月十七日 執事高師直奉書 雜賀大介允充

斎藤五郎左衛門尉とともに、下文に任せた沙汰付を命ずる。

④觀応二(一三五二)年十月二十七日 足利義詮御判御教書 土岐頼康充

大谷四郎入道の濫妨を退け、資連への沙汰付を命ずる。

『大日本史料』では、①『蠹簡集残編』②『森六藏文書』③『秋元興朝氏所藏文書』とあり、『岐阜県史』では、①『服部玄三氏所藏文書』②『塙原周造氏所藏文書』として載せ、また①は『多賀摹本古文書』にも収録される。④は、『古文書纂』所収文書である。

これらの散逸した文書は、本来どこに伝來したのか。『尊經閣古文書纂』南禪寺慈聖院文書に、寛正四(一四六三)年九月十五日付、某袖判左中將某寄進状があり、「美濃國大谷郷國衙」八貫文を、南禪寺慈聖院に寄進している。かつて慈聖院は、毎年十六貫文を直進していたが、永

享七（一四三五）年に半分の八貫文を慈聖院に寄進したと記され、大谷郷は、慈聖院の管理下にあつたことがわかる。おそらく、慈聖院文書の散逸とともに、大谷郷の文書も散逸したと思われる。そして、大谷郷は、布施資連、あるいはその子孫により、慈聖院に寄進された可能性がきわめて高い。

○越中国阿怒荘地頭職半分

南禅寺慈聖院雜掌申越中國阿怒荘地頭職半分事、就布施彈正大夫入道昌椿寄進、被成安堵、寺家當知行之處、布施出羽四郎掠給御教書之條、太無謂、所詮於出羽四郎者、為處其咎、可被召進其身、且至于下地者、如元沙汰付寺家雜掌、可被執進請取狀、依仰執達如件、

至德二年八月廿五日

島山右衛門佐殿

左衛門佐(斯波義持)（花押）

（松雲公採集遺編類纂一二〇所收南禪寺文書）

資連（昌椿）が、慈聖院に寄進したと明記されている。

布施資連は、康永元（一三四一）年から奉行人として活動し、永和四年（一三七八）年の墓垣村地頭職の寄進が、最後の所見と思われる。応安四（一三七一）年十二月に、（禪律）長老奉行となり、同六年末には、式評定衆に任せられる。ときに禪宗界は、夢窓疎石ののち、春屋妙葩が

主導していた。しかし、管領細川頼之が、旧仏教勢力の要求に応じて、南禪寺山門を破却すると、春屋らはこれに反発、ついで頼之は春屋を南禪寺住持に請ずるが、春屋はこれを拒否して、応安四年十一月、丹後に隠遁、弟子も行動を共にする。頼之は、かわりに龍湫周澤を重用し、龍湫は、南禪寺、ついで天龍寺の住持となるなど、京都禪宗界の中心人物となり、康暦元（一三七九）年、頼之が失脚するまでその地位を保つ。布施資連が（禪律）長老奉行となるのは、春屋の隠遁の翌月であり、その後に出された禪院関係の幕府法令九種のうち、八種に奉行とし

て名を記されるなど、頼之の対禪院政策を支える活躍をした。<sup>(11)</sup>当然、龍湫との関わりも生じたであろう。資連が、自らの所領のうち三箇所までも龍湫に寄進したのは、寄進を通して龍湫との繋がりを密にし、自ら、あるいはその子孫の政治的地位の確保を目指したためではないだろうか。

さて、龍湫が京都禪宗界の頂点に立っていたこと、その背後に細川頼之が存在していたことを考慮に入れると、龍湫への寄進には、ときの政治上の実力者との繋がりを求める、という要素が少なからず含まれていたと想像される。興味深い事例を二点挙げよう。

○加賀国小坂莊

前掲(c)の文書目録によると、永和三（一三七七）年に、淨福寺長老真覚が寄進している。しかし、目録には、その前年の「二条摂政家御消息」も掲げられ、また龍湫の追筆部分には、至徳三（一三八六）年の「御判御寄進状」（將軍義満の御判御教書で再寄進されたと見做される）とともに、その三日前の日付の「二条殿重御去状」も掲げられている。ときの公家を代表する二条良基の関わる所領もまた、慈聖院に寄進されているのである。

○攝津国福嶋村

『尊經閣古文書纂』南禪寺慈聖院文書に、永和三年の、將軍義満の寄進状があり、「任伊勢守 法師(法名照禪)申請」とみえ、また文書目録には、この寄進状とともに、その前月の「伊勢入道照禪状」が掲げられている。事実上、伊勢貞繼の寄進である。伊勢貞繼は、頼之失脚の直後に政所執事となるため、頼之の勢力と疎遠であつたかの印象を受けるけれども、頼之の管領在職中にも、貞繼は、御所奉行となるなど、活躍の場を広げている。この寄進も、貞繼が、頼之の勢力に連なることを図つていった事例と見做すことができよう。『南禪寺書留』によると、貞経の妻は

龍湫の弟子であった。<sup>(13)</sup>

康暦元年、頼之が失脚すると、龍湫は、一時的に不遇であった。所領の文書目録を作成したのは、その翌年であり、龍湫は、政治的立場を失つたなかで、これまでと同様に所領の保持をめざす、という意図のもと、目録を作成したのではないかろうか。なお、龍湫は数年で復権し、南禅寺に再住する機会も得る。

### III 嶋頭荘をとりまく環境

では、Iで取り上げた嶋頭荘の寄進の場合、政治的側面は窺えるだろうか。勸修寺経顕は、幕府と少なからず関係し、とくに、一時期、幕府と北朝との間の取次役を果たした。西園寺家の一流の今出川氏の後を承けて康永二（一三四三）年頃から、文和二（一三五三）年に西園寺実俊が武家執奏に任せられるまで、北朝と足利直義、さらに義詮との意志伝達にあたっている。子の経重は、康応元（一三八九）年十二月十四日、三十五歳で死去するが、死に臨み、将軍義満から「家門事譲与經豊事、不可有子細候也」謹言<sup>(14)</sup>、という書状を受けており、おそらくは、義満の近習だったかと推測される。経豊もまた、死に臨んで、同様に将軍義持の書状を受け、遺跡を安堵された子の経興（経成）は、伝奏として、将军義持、義教に近侍しており、勸修寺家は、将军家への接近により、自らの地位を高めた家のひとつである。

ただし、三ヶ所を寄進した布施資連の例と異なり、経重のように一ヶ所のみ寄進した例では、龍湫・頼之との繋がりをもとめる側面を、あまり強調することはできない。たとえば、IIで触れた加賀国小坂荘は、永仁七（一二九九）年、一時的に、龜山上皇により、南禅寺の前身である禪林寺に寄進されており、この由緒も、慈聖院に寄進される要因のひとつであったと推測される。<sup>(15)</sup> 数ある所領から、特定の一ヶ所が選ばれて

おり、その所領の由緒や置かれている環境に、慈聖院へ寄進される一因が存する可能性は高い。

河内国嶋頭荘の伝領は複雑で、未解明の点が多いけれども、勸修寺経顕とこの荘園との関わりは、元徳三（一三三一）年、叔母と思われる女性から、備前国和氣荘・但馬国射添荘等とともに譲られたことに起因するらしい。経顕への譲与は、のちにふたりの女性に譲ることを条件としており、事実、間もなく、経顕の姉妹と思われる女性に譲られ、のち経顕に返されるが、觀応二（一三五一）年の経顕の処分状では、嶋頭荘の年貢は、嫡男のほか、娘や妻（嫡男母）にも配分される。このとき、和氣荘は娘の分、射添荘は妻の分と決められ、後者はのち娘分と変更される。そして、和氣荘・射添荘等は、経顕の死後すぐ、後光厳天皇の院宣（経重充）により、経顕の娘に安置されている。<sup>(16)</sup> ではなぜ、嶋頭荘は、慈聖院に寄進されたのだろうか。

ふたたび、Iの冒頭で(d)として引用した『南禅寺書留』を検討しよう。Iの引用に続く部分は、次のとおりである。

斯波修理大夫入道祐護・同左衛門佐入道道源、八箇所知行之時、為寺家直務彼二代之状在之、其後畠山左近大夫將監入道淨忠八箇所知行之時、亦不相易為寺家直務也、彼代官印東入道定用並中野彈正忠渡状在之、爰淨忠禪門逝去後、応永二十五年十一月廿五日、<sup>(足利義持)</sup>勝定院殿為淨

忠之跡、彼八箇所於北野宮寺御寄進之時、公文所松海院禅能法印混乱總庄、一円仁押領者也、

斯波修理大夫入道祐護は、斯波義種。斯波高経の子で、義将の弟にあたり、貞治年間、將軍義詮のもと、高経が実権を握った際には、小侍所、ついで侍所頭人となり、また若狭や越前の守護に任せられて、高経の幕政運営の一翼を担つた。のち、管領として活躍する義将を助けて、斯波氏の興隆を招き、自身は加賀守護の地位を保つて、応永十五（一四〇〇）

八) 年二月に死去する。斯波左衛門佐入道道源は、義種の子の斯波満種。加賀守護を継承するが、応永二十一年六月、將軍義持の怒りに触れ、高野山に遁世を余儀なくされる。また、畠山左近大夫将監入道淨忠は、畠山貞清。畠山氏庶流の將軍近習を勤める家柄で、弓の名手として知られ、応永十年代、近習の重鎮的な立場にあったが、応永二十二年八月、馬場で小笠原氏と争い、死亡する。<sup>(18)</sup>

河内国八箇所は、幕府の中核に位置する、將軍に近い人物に伝領されており、幕府支配の強く及ぶ地域であったと推測される。嶋頭荘の場合、I冒頭に(b)として引用したように、寄進に際して、將軍に披露され、その旨を伝える幕府御教書がなされたのも、八箇所の一角を占めるがゆえであろう。また、斯波道源は、父義種の死去の七ヵ月後、「慈聖院領河内国八ヶ所内嶋頭荘領家職」を慈聖院住持に「寄進」している。慈聖院は、八箇所の知行者から寄進をうけるという形をとつて、ようやく直務を保障されていたのである。なお、八箇所の一部をなす西氷野莊は、応永四年、足利義満によつて、その娘と思われる人物に与えられている、という事実も、八箇所に、幕府支配が強く及んだことの一証左であろう。<sup>(19)</sup>

この八箇所の性格ゆえに、勸修寺経重が、所領確保のために取るべき道は、おのずと限定されてくる。八箇所知行者を代官とするといった方策も考えられるけれども、経重は、龍渕周澤、ときの幕府を代表する細川頼之を背景とする高僧、に寄進する道を選び、年貢の確保とともに、経済外の利点も願つたと推測される。

さらに、八箇所の知行者は、いわゆる三管領家の庶流で、とりわけ、斯波氏の知行のときは、斯波義将が管領に在職などしているという事実にも注目しておこう。一時期ながら、足利荘が管領の管轄下にあつたという事実<sup>(20)</sup>から連想すると、八箇所の知行者は、管領職と連動していたと

いう可能性も否定できず、あるいは、応安七年の寄進のとき、八箇所の知行者は、ときの管領細川頼之の近親であつたかも知れない。

#### IV 禅院領と室町幕府

本稿では、政治史上にも活躍した禪僧を取り上げ、その禪僧に所領を寄進する行為を、経済的側面、政治的側面から考察した。政治的側面の検討は、当然ながら、幕府政治史の一面を照射することにつながる。また、IIIで試みた、寄進された所領自身に内在する、寄進に至る事由の検討は、幕府直轄領と禅院領の重なりのひとつつの形態を、提示する結果となつた。そもそも、五山以下の禅院の所領は、足利將軍からの寄進地をひとつの中核とする。そこで最後に、Iの検討の上に立つて、將軍から禅院への寄進を捉え、経済的な面から、室町幕府と禅院領の関係を考察することとする。

足利將軍家の、鎌倉以来の所領や元弘恩賞地は、足利荘など一部を除き、寺院に寄進されるなどして、幕府料所に繫がらなかつた、とする見解は、定説化している。しかし、すでに指摘されているように、鎌倉以来の所領のうち、洛北等持院に寄進された丹後国宮津荘には、一部分、御料所が含まれていることが、『丹後国諸庄郷保惣田敷帳』から判明する。<sup>(21)</sup>

十五世紀半ば頃の状況を示すとされる、この丹後国の史料には、次のような記述も見える。

一大石荘 二百十三町六段百五十三歩内  
百六町八段七十四歩 御料所

百六町八段七十四歩 常在光寺

一久美荘 六十二町七段二百八十五歩内  
二十町九段九十步 常徳院

#### 四十一町八段百九十步

御料所<sup>(23)</sup>

大石荘では、田数は等分され、一方は御料所、一方は、南禅寺住持の退居寮として高い寺格を誇った常在光寺領であり、久美荘では、田数は三等分され、うち一分は、相国寺の塔頭常徳院領、二分は、御料所となつていて。

この事実は、たとえば、下地を中分して別個に經營していたなど、さまざまに解釈することが可能だけれども、一部寄進、一部代官補任の寄進がなされた結果とも捉えうるのではないか。

長禄一（一四五八）年、丹後守護一色氏は、領國に守護段錢を懸けた。常在光寺は、丹後國にただひとつの大石荘につき、その免除を將軍義政に申請する。

常在光寺領丹後國守護段錢御免許之事被仰出、被准于御料所之在所被免之、

〔『蔭涼軒日録』長禄二年六月十七日条〕

この時の免除の対象は、「御料所に準ぜらるるの在所・寺院」（二十四日条）であった。常在光寺もまた、前代將軍義教のとき、將軍義満が等持院・等持寺領を御料所に準じて免除した先例に倣つて、丹後國守護段錢を免除されている（十一日条）ように、幕府から厚遇されていた。しかし、引用史料によると、大石荘は、御料所に準ずる「在所」として免除されており、常在光寺領大石荘が、御料所大石荘と、深く関係していることを窺わせる。一部代官補任の寄進がなされたのではないかといふ憶測の一証左としている。その場合、寄進者は將軍で、年貢を受取る権利を、御料所として、田数に換算して記載したこととなる。

もし、將軍が等持院に寄進した所領のなかに、一部寄進、一部代官補任の形態をとるものか、少しなりとも含まれているならば、幕府にとっての禅院領の意味合いは、より明確になるのではないか。一般に、五

山以下の禅院の所領は、事実上、幕府直轄領化する、と表現される。具体的には、守護使不入や課役の免除といった保護が加えられること、禅院からの献物・献錢・借錢が幕府経済を支えていたことなどの指摘がある。<sup>(24)</sup> 一部代官補任の寄進がなされた場合、禅院から年貢が納められ、まさに禅院領は、幕府直轄地に等しい。もちろん、この種の寄進は、存在したとしても禅院への寄進の一部に過ぎないであろう。しかし、この種の寄進が存在し得るならば、通常の寄進でも、経済的な権利が留保されているといった意識を生み、將軍から多くの寄進を受けた禅院が、幕府に献納する背景となつたのではないだろうか。

#### 〔註〕

(1) 原田正俊氏は、「中世社会における禪僧と時衆」（『日本史研究』三一三、八八年九月）のなかで、禪僧が勧進に携わったことに注目し、勧進聖の系譜を引く禪僧たちは、五山官寺体制の整備される過程で、東班衆として組み込まれていったと指摘している。

(2) 龍湫の略伝は、玉村竹二氏『五山禪僧伝記集成』（八三年五月、講談社）七二〇頁参照。

(3) (a)と(c)の書名の数字は、東京大学史料編纂所架藏写真帳の冊数。(c)目録の二通目の御教書は、『尊經閣古文書纂』南禪寺慈聖院文書、三通目の守護施行は、『佐々木信綱氏所蔵文書』（史料編纂所架藏影写本）に正文を伝える。

(4) 永和元年十月四日 室町幕府御教書（『保阪潤治氏所蔵文書』一、史料編纂所架藏影写本）。また、(c)目録の慈聖院敷地項を参照。

(5) ①は『鎌倉市史』史料編三、九頁。②は史料編纂所架藏写真帳一冊目、『大日本史料』第七編之二、七二三頁は『南部晋氏所蔵文書』として載せる。③は、影印本による。

(6) 十月二十四日 室町幕府奉行人連署奉書写（『松雲公採集遺編類纂』）、署判者は、飯尾之秀と松田英致で、永正五（一五〇八）年以降、永正年間

の文書である。『蔭涼軒日録』文明十九（一四八七）年八月二十六日条には、「曾我本領備中國水田庄、半分寄進于聯輝軒、半分曾我知行、自聯輝

一具〔口〕之曾我方江本役百九十貫文出之、年々未進分積千七百余貫文有之、」

〔増補統史料大成〕とあり、去年未進分を、借錢の返済に充てるよう、

義尚が命じてある。また、永正九（一五一二）年八月二十五日、室町幕府

奉行人連署奉書写（『細川侯爵家文書』）、史料編纂所架藏影写本）には、

「於年貢京着半分者當知行」とある。

（7）他の事例をいくつか挙げておこう。

④西山地藏院に寄進された阿波国勝浦莊領家職半済分

西山地藏院は、細川頼之が帰依した碧潭周皎（応安七年正月五日歿、

『大日本史料』第六編之四十参照）の開いた禅院である。永和元年八月日

某諸文土台（『地藏院文書』、史料編纂所架藏写真帳）によると、領家職半

済所務職は、地藏院に寄進され、「御年貢・雜物等、任庄主注進、半分

者、毎年無懈忘可召進候、残半分者、可為寺家得分之由、可存知候、」と

ある。また、明徳四（一三九三）年十月二十八日 地藏院住持昌与請文案

によると、地藏院は、寄進者の仁和寺御室に、この年以降、五十貫文を納

入することとなる。間もなく、御室の取分と地藏院に寄進した分は分化

し、前者の代官職は、地藏院から他に移っていく。細川氏が守護を務める

阿波国に位置する故に、地藏院に寄進されたと思われる。『地藏院文書』

には、類似の寄進や売寄進の事例がいくつかみられる。

⑤天龍寺に寄進された丹波國六人部莊

『天龍寺重書目録』（史料編纂所架藏謄写本）の関連文書を総合すると、五辻宮で出家して祥益と名乗った人物は、故兵部卿親王熙明の菩提のため、子供とみられる周勝が春屋妙葩の弟子となつたのを契機に、春屋が塔主を務める天龍寺金剛院（光嚴上皇の塔所）に、六人部莊を寄進したらしい。寄進をうけて、春屋は、「六人部莊等年貢内、毎年式方疋、御為周勝御房資縁、無懈忘可令沙汰候、」と請文を出している（貞治五年仲夏十八日 春屋妙葩請文案）。翌年、天龍寺は火災に遇い、復興のため、春屋は天龍寺に再住し、六人部莊も天龍寺に移管され、天龍寺から、二百貫文が調進されることとなる（貞治六年十月三日 天龍寺住持春屋妙葩等請

文案）。周勝の死去のため、この得分は、祥益から五辻親王家に返され、相伝されている。

なお、このような寄進の事例は、禅院に多く見られるものの、他の寺社でも存在したらしい。『祇園社記統録』五（『八坂神社記録』所収）にみえる、祇園社への寄進の例を次に掲げよう。

⑥紙端陰面ニ云、自座主、応永廿四八、

五条坊門以南、高辻子以北、東洞院東頬敷地、南北肆丈、東西弐拾丈

事、比丘尼祖音為相伝之地之間、去明徳元年十一月十五日、彼地子半

分、永代雖寄進祇園社、本主半分為社家一向令無沙汰之間、就座主依

歎申、任理運契約之半分通、為社家可致其沙汰之由堅御下知之間、依

有条々申子細、參分毫分可去渡本主方之由、申定之上者、自今已後更增

減煩之儀不可有之者也、仍為後証依仰狀如件、

応永廿四年八月六日

慶潤判

祇園執行僧都御房

祖音の寄進は、当初、地子半分を祇園社から受け取るという契約になつていたと見做される。祖音の訴えにより、座主相敵は、下地の三分一を祖音に返すよう、祇園社に命じていると解釈できようか。

（8）須磨千穂氏「美濃立政寺文書について」（『史学雑誌』七八一六、六九年六月）参照。なお、禅僧の代官については、新田英治氏「室町時代の公

家領における代官請負に関する一考察」（『日本社会経済史研究』中世編所収、六七年九月、吉川弘文館）参照。

（9）『古簡雜纂』は、『大日本史料』第六編之四十一、応安七年八月十二日条。『多賀纂本古文書』は、内閣文庫所蔵。『蠹簡集殘編』は、史料編纂所架藏謄写本、二冊目。なお、『尊經閣古文書纂』南禅寺慈聖院文書には、前次ながら、

但馬國土田郷内土垣村事

右、所奉寄進慈聖院之状、如件、  
永和四年正月十六日

民部丞基連（花押）  
彈正忠知則（花押）

左衛門尉冬国（花押）  
權少外記康冬（花押）

物急時者、可加扶持者也、仍為後日状如件、

寛正四年卯月廿九日

直祐（花押）

（反町文書、『史学』三二一一に翻刻、『慶心義塾所藏古文書選』四に  
写真掲載）

と、いう文書が伝わる。康冬は、資連の子供であり（『師守記』貞治六年八月二十九日条、『史料纂集』十冊目）、知則は、弾正忠を官途とするなど、いずれも資連の子息である可能性が高い。基連は、応安末年から永徳年間にかけて、奉行人として活動している。子供たちが、資連の寄進に先駆けて寄進している理由は確定できないけれども、あるいは、資連は、所領を未処分のまま病に罹り、基連らの意志で慈聖院に寄進され、のち資連の寄進という形をとったのかもしれない。本文で次に掲げる阿怒荘の場合、布施出羽四郎が領有を主張しており、子息と他の親類との間に意志の不統一が存在した結果かもしない。

(10) 『大日本史料』は、第六編之八、康永三年九月五日条。『岐阜県史』は、史料編古代中世四、二〇二頁、一三七頁、八七八頁。『古文書纂』は、史料編纂所架蔵影写本、十冊目。なお、大谷郷と阿怒荘が、所領目録にみえない理由は、明らかでない。

(11) 初見は、「去康永元年以来、為布施彈正忠資連奉行訴申之處」（『大石寺文書』貞和二年十一月日 南条高光申状、『大日本史料』第六編之九、貞和二年七月三日条）。長老奉行は、『花當三代記』応安四年十二月三十日条（『群書類從』巻四五九）、式評定衆は、同書応安六年十二月二十七日条。龍湫の台頭については、今枝愛眞氏『中世禪宗史の研究』（七〇年八月、東京大学出版会）第三章第二節「斯波義将の禪林に対する態度」参照。幕府法は、『中世法制史料集』第二巻室町幕府法、追加法一〇七、一〇八～一〇九、一一一、一一四、一二五、一二六、一二八～一二九、一二五の各条。

(12) 一倉喜好氏「政所執事としての伊勢氏の抬頭について」（『日本歴史』一〇四、五七年二月）参照。

(13) 〔福嶋村には、興味深い史料がある。〕  
〔福嶋村には、興味深い史料がある。〕  
〔福嶋村には、興味深い史料がある。〕

摂津国有馬郡内福嶋村事、南禪寺慈聖院領也、而直祐成檀那一分申上者、聊檢斷・人足・諸公事等、止其沙汰、子孫不可有煩妨儀候、自然國

(14) 経頸が取次役を果たしたことは、岩元修一氏「所務相論を通してみた南北朝期の朝幕関係について」（『九州史学』七二、八一年十月）、「開創期の室町幕府政治史についての一考察」（『古文書研究』二〇、八三年二月）、森茂曉氏『南北朝期公武關係史の研究』（八四年六月、文献出版）

直祐は、『斎藤親基日記』寛正六（一四五五）年八月十五日条（『増補続史料大成』）に、將軍義政に隨行する帶刀のひとりとしてみえる「赤松弥次郎直祐」であろう。引用文書の頃、有馬郡の分郡守護は、赤松（有馬）治部少輔入道道衍であり（今谷明氏『守護領国支配機構の研究』、八六年十二月、法政大学出版局、二四九頁）、後掲の『蔭涼軒日録』によると、その息に弥次郎があり、直祐と思われる。文正元（一四六六）年の分郡守護の「有馬孫次郎」も、弥次郎の誤りという可能性もある。引用文書で、直祐は、檢断等の免除を保証しており、守護に近いがゆえに、このような内容の文書を出せたのであろう。

さて、須磨氏が売寄進の一例として挙げられた『蔭涼軒日録』寛正四年十二月条の事例には、道衍と直祐が登場する。道衍は、知行地丹波国郡家莊を雲沢軒に寄進するが、これは「蓋売寄進之契約」（二十五日条）であった。売寄進とした理由は、「治部少輔恩弥次郎、依貧乏不出仕、故売却此所領、而以量致出仕、」（二十九日条）と記されている。類推すると、弥次郎直祐は、慈聖院の「檀那一分」となった際にも、売寄進の契約を結んだ可能性が高いであろう。あるいは、別の所領を慈聖院に売寄進したのか、あるいは、福嶋村で檢断等を免除したのも一種の寄進で、その代償に金錢を受け取ったか、さまざまに想像することができる。なお、いわゆる文正の政変で、「有馬治部少輔入道」が、伊勢貞親とともに逐電しており、道衍と見做されている（今谷氏前掲書、典拠は『応仁記』）。引用文書は、伊勢貞親と道衍が、所領を通じて関わりをもつた可能性を窺わせ、両者の関係を考える上ででも、興味深い。

第四章参照。経重の死去は、『兼宣公記』康応元年十二月十五日条(史料纂集)、「遺跡事、経豊安堵云々」とある)。十二月十四日付義満書状

は、『鹿苑寺文書』史料編纂所架蔵影写本)。義持書状は、(応永十八年)十月二十五日付、『藤岡氏所蔵文書』(史料編纂所架蔵写真帳)。

(15) 永仁七年三月五日 亀山上皇起願文(『南禪寺文書』、桜井景雄・藤井学

氏編刊本上二号)、二年後、正安二(一三〇〇)年七月二十五日 亀山上院宣案(同文書、同一二五一一号)により、小坂荘の替として、播磨国矢野荘別名等が寄進されている。

(16) 元徳三年四月三日 某譲状写(『御遺言条々』、史料編纂所架蔵写真帳)。

『御遺言条々』には、觀応二年正月十四日 劍修寺経顕处分状写、延文五(一三六〇)年七月二十九日 劍修寺経顕置文写も含まれる。中村直勝氏「劍修寺家領に就いて」(『紀元二千六百年記念史学論文集』、四一年、内出版印刷、のち『中村直勝著作集』四、七八年九月、淡交社・所収)参照。また、元徳三年譲状の正文は、『藤岡氏所蔵文書』(前掲)に伝わり、この文書群には関連史料が多い。まず、弘安九(一二八六)年正月八日の院宣により、嶋頭荘・和氣荘に西園寺実平が関与していることが知られる。経顕の祖父坊城俊定の姉妹に、西園寺実平室がおり(『御遺言条々』建治二年十月七日 吉田経俊譲状写)、この人物は、徳治三(一三〇八)年六月二十一日、父経俊から譲られた加賀国井家荘中条とともに、嶋頭荘・和氣荘を「あかこ」に譲与している。阿賀は、この流れの女子の通称であり、おそらく俊定の娘(経顕にはおば)と思われ。この人物から経顕に譲られたと想定される。のち、元弘三(一三三三)年六月八日と、建武三(一三三六)年十月十八日(史料編纂所架蔵影写本『柳原義光氏所蔵文書』にも見える)に、経顕の姉妹と思われる「三位との御局」に、嶋頭荘等を安堵する院宣がなされているが、建武四年二月三日、一期の後をまたに、と記す仮名書きの文書で、再び経顕に与えられている。なお『中村直勝博士蒐集古文書』に元弘元年八月十九日付の仮名書きの譲状があり、嶋頭荘などを載せるが、紙継目の前後で意味が繋がらない(刊本二六号、写真も掲載される、大和文華館現蔵)。また、応安六年二月二十三日後光嚴上院宣(『岡山県立博物館所蔵文書』、『岡山県史』家わけ史料)。

(17) 『南禪寺書留』の概略を説明しておこう。冒頭に、嶋頭荘の簡単な重書

目録を載せたのち、主要部分である、康正元年から二年にかけての訴訟記録となる。本文I~IIIで引用したのは、訴訟記録の冒頭の、康正までの経過を略述した箇所のうちの前半にあたり、その後半は、永享・宝徳の訴訟に触れ、奉行人治部宗秀の失脚など、史実に合致した記述がみられる。康正元年の記録は、記事は簡略ながら、現存する評定衆意見状の出された経過が判明するなど、興味深く、二年の記録は、遵行をめぐって守護畠山氏と交渉する様子が詳しく記されている。康正の訴訟は、「伊勢守貞親就為当院檀那、院主中環嘆申」と始まり、また訴訟記録の最後に、中環は、嶋頭荘の還補は、貞親ほか伊勢氏三人の功績であり、三人の新寄進である旨を記している。また、訴訟記録の後には、慈聖院の寮舎で、中環の住持する集慶軒に関する、康正三年の中環の置文が載せられ、檀那は伊勢守と明記されている。中環は、ときの將軍義政を補佐した伊勢貞親との接近によつて、慈聖院の保全を図つており、すでに劍修寺氏の影はない。もちろん、伊勢貞経が龍湫に寄進したことが由緒となつたと想像され、貞親の子貞宗は、のち文明十年三月二十九日、攝津国福嶋村を再寄進していることが確認される(『蜷川親元日記』文明十年四月二十九日条、史料編纂所架蔵賛写本、正文は『服部玄三氏所蔵文書』史料編纂所架蔵影写本)。『南禪寺書留』は、最後に、伊勢貞経の妻、貞親、貞宗の位牌を引用している。

(18) 斯波義種について、『大日本史料』第七編之九、応永十五年二月二日条。系図では、法名を道守とするが、『吉田家日次記』応永九年正月十二日条に「修理大夫義種人道祐護」とある(『大日本史料』第七編之五、三二七頁)。また、佐藤進一氏『室町幕府守護制度の研究』上(六七年九月、東京大学出版会)、小川信氏『足利一門守護発展史の研究』第二編(八〇年二月、吉川弘文館)参照。斯波義種の法名は、『武衛系図』(『続群書類從』卷一三、刊本五上)による。遁世は、『大日本史料』第七編之二十、応永二十一年六月八日条。畠山貞清については、家永遵嗣氏「足利義教初期における將軍近習の動向」(『遙かなる中世』九、八八年十一月)四六頁参照。死去は、『大日本史料』第七編之二十二、応永二十二年八月二十六日条。

(19) 応永十五年九月十一日 道源(斯波滿種) 寄進状(『尊經閣古文書纂』  
南禪寺慈聖院文書、『大日本史料』第七編之十、同日条)。

(20) 西水野莊が、八箇所の内であることは、『南禪寺書留』康正元年十二月  
一日条。(応永四年)七月十一日 足利義滿書状(充所「御あてこへ」)

『宝鏡寺文書』、『大日本史料』第七編之三、同日条)。義滿の娘である場  
合、大慈院(南御所)聖久・宝鏡寺某など、数人の可能性があり、特定は  
難しいと思われる(湯之上隆氏「遠江国浅羽莊と比丘尼御所」『地方史静  
岡』一三、八五年三月参照)。西水野莊については、筧雅博氏「統・関東  
御領考」(『中世の人と政治』所収、八八年七月、吉川弘文館)三〇四頁  
参照。西水野莊は、関東御領であった。

(21) 禅秀の乱後、管領細川滿元、のち管領畠山滿家の代官が、足利莊を管理  
していた。松本一夫氏「足利庄をめぐる京・鎌倉関係」(『古文書研究』  
二九、八八年八月)など参照。

(22) 桑山浩然氏「室町幕府の草創期における所領について」(『中世の窓』  
一二、六三年四月)、「室町幕府経済の構造」(『日本經濟史大系』二、六  
五年三月、東京大学出版会、第二章)。宮津莊については、筧雅博氏「武  
家領」(講座日本莊園史二『莊園の成立と領有』、九一年二月、吉川弘文  
館)三二一頁。

(23) 『舞鶴市史』史料編の翻刻(成相寺所蔵本)による。なお、この史料の  
「御料所」という記載には、守護料所を含む可能性も否定できない。しか  
し、次に触れる『蔭涼軒日録』の記事で、常在光院は、大石莊への守護段  
銭の免除を、幕府に申請している。もし、大石莊に守護料所が存在し、そ  
れに準じて免除を願うならば、守護に申請するのではあるまいか。少なく  
とも大石莊は、幕府料所である可能性が高いと思う。

(24) 『蔭涼軒日録』長享二年七月五日条にみえる常在光寺領の目録による  
と、丹後國の所領は、大石莊のみである。

(25) 佐藤進一氏「足利義満」(八〇年二月、平凡社)四二頁。今谷明氏『戰  
国期の室町幕府』(七五年九月、角川書店)第一章(のち『室町幕府解体  
過程の研究』八五年十月、岩波書店、に収録)。なお、Iの③史料の曾我  
氏は、奉公衆である。奉公衆の所領のうち、禪院領として所見もある事例

は、詳細は不明なことが多いものの、少なからず検出され、注目に値す  
る。